

三田市国民健康保険税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第4条 省略 (国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日<u>の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)</u>と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の2及び第21条において同じ。)以外の世帯 24,000円</p> <p>(2) 特定世帯 12,000円</p>	<p>第1条～第4条 省略 (国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の2及び第21条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の2及び第21条において同じ。)以外の世帯 24,000円</p> <p>(2) 特定世帯 12,000円</p> <p>(3) 特定継続世帯 18,000円</p>
<p>第6条～第7条 省略 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯<u>以外</u>の世帯 6,000円</p> <p>(2) 特定世帯 3,000円</p>	<p>第6条～第7条 省略 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯<u>以外</u>の世帯 6,000円</p> <p>(2) 特定世帯 3,000円</p> <p>(3) 特定継続世帯 4,500円</p>
<p>第8条～第20条 省略 (国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が510,000円を超える場合には、510,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が140,000円を超える場合には、140,000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が120,000円を超える場合に</p>	<p>第8条～第20条 省略 (国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が510,000円を超える場合には、510,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が140,000円を超える場合には、140,000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が120,000円を超える場合に</p>

は、120,000円)の合算額とする。

(1) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000 円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 省略

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 16,800 円

(イ) 特定世帯 8,400 円

ウ 省略

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 4,200 円

(イ) 特定世帯 2,100 円

オ～カ 省略

(2) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000 円に被保険者(当該納税義務者を除く。)及び特定同一世帯所属者(当該納税義務者を除く。)1人につき 245,000 円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 省略

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 12,000 円

(イ) 特定世帯 6,000 円

ウ 省略

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 3,000 円

(イ) 特定世帯 1,500 円

オ～カ 省略

(3) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000 円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 350,000 円を加算

は、120,000円)の合算額とする。

(1) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000 円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 省略

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 16,800 円

(イ) 特定世帯 8,400 円

(ウ) 特定継続世帯 12,600 円

ウ 省略

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,200 円

(イ) 特定世帯 2,100 円

(ウ) 特定継続世帯 3,150 円

オ～カ 省略

(2) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000 円に被保険者(当該納税義務者を除く。)及び特定同一世帯所属者(当該納税義務者を除く。)1人につき 245,000 円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 省略

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 12,000 円

(イ) 特定世帯 6,000 円

(ウ) 特定継続世帯 9,000 円

ウ 省略

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,000 円

(イ) 特定世帯 1,500 円

(ウ) 特定継続世帯 2,250 円

オ～カ 省略

(3) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000 円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 350,000 円を加算

した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 省略

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 4,800円

(イ) 特定世帯 2,400円

ウ 省略

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 1,200円

(イ) 特定世帯 600円

オ～カ 省略

以下省略

した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 省略

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,800円

(イ) 特定世帯 2,400円

(ウ) 特定継続世帯 3,600円

ウ 省略

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,200円

(イ) 特定世帯 600円

(ウ) 特定継続世帯 900円

オ～カ 省略

以下省略